

評議員会について ～開催の流れ～

※ご説明する内容は練馬区の例となります。詳細については、所轄庁へお問い合わせ
いただくようお願いいたします。



練馬区福祉部指導検査担当課社会福祉法人係

評議員会の開催が必要な時

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月（毎会計年度終了後3ヶ月以内）に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

評議員会は2種類！

①定時評議員会

毎年度6月末までに開催

②臨時評議員会

必要があるとき＝評議員会決議事項があるとき



<評議員会決議事項>

- ・ **理事、監事、会計監査人の選任**
- ・ 理事、監事、会計監査人の解任
- ・ 理事、監事の報酬等の決議
- ・ 理事等の責任の免除
- ・ 役員報酬等基準の承認
- ・ 計算書類の承認
- ・ **定款の変更**
- ・ 解散の決議
- ・ 合併の承認
- ・ 社会福祉充実計画の承認



- ・ その他定款で定めた事項
(例)
- ・ 事業計画書および収支計算書の承認
- ・ 基本財産の処分 など



これ以外のことは「報告事項」となり、評議員会で決議できません。

評議員会開催までの手続き



①理事会の日程調整・評議員会の日程調整



②理事会の招集通知を发出



中7日あける

③理事会の開催



④評議員会の招集通知を发出



中7日あける（定時評議員会は計算書類の備置きから中14日以上あける）

⑤評議員会の開催

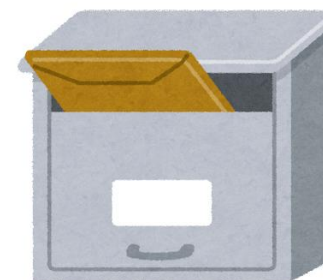
<補足説明>

(1)「中7日」の数え方

日	月	火	水	木	金	土
12	13	14	15	16	17	18
			招集通知	①	②	③
19	20	21	22	23	24	25
④	⑤	⑥	⑦	評議員会		

(2)評議員会の招集通知

- ・ 理事会開催日以降に発出
- ・ 書面または電磁的方法（メール等）で
電磁的方法の場合は、評議員の承諾が必要
- ・ 資料はできる限り同封を



評議員会開催後の手続き

(1)報酬等の支払い（無報酬を除く）

報酬規程通りに支出する

(2)議事録の作成

定款細則等の議事録記載事項をもれなく
記載する